



特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構が

事業者の認証申請受付を開始

本年末に適正事業者への認証（マル適マーク）の付与開始を予定

適正な事業を行なう結婚相手紹介サービス事業者を評価し、認証を付与する制度、いわゆる「マル適マーク」の実現に向けて、2009年3月23日に設立された「特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構」（理事長：亜細亜大学 教授 茂木 信太郎）は、9月15日より認証取得を希望する事業者からの申請受付を開始する運びとなりましたのでご報告いたします。

結婚相手紹介サービス業認証機構（IMS）は、中立性・公平性のある認証機関として、結婚相手紹介サービス業の認証基準及び運用規程の策定、認証申請事業者の審査、認証の付与、消費者からの相談・苦情への対応、認証付与事業者への監視・制裁措置、認証マークの普及・啓発などを行なうため、7月にNPO法人登記を完了いたしました。

そしてこの度、対応窓口及び審査員などの審査体制を整え、9月15日（火）より、事業者からの認証申請の郵送による受付を、別記の応募要綱に沿って開始させていただきます。

今後は10月より、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき事業者の審査を開始し、12月には適正事業者に認証を付与、2010年1月には認証事業者による右記「認証マーク（マル適マーク）」の表示を開始する予定です。



この認証制度の運用により、法令を遵守し、公正な取引を行なっている事業者に対し「マル適マーク」を付与する事で、消費者が適切なサービスを提供する事業者を見分ける目印となり、消費者利益の保護はもちろんのこと、健全な業界の発展と、社会発展への寄与を目指す所存です。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構

(IMS: Institution for matchmaking service)

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-19-7 本郷三宝ビル 6階

URL: <http://www.ims-npo.org>

事務局代行：折原 昭男（株式会社オーネット 社長室 部長）

TEL: 03-5745-1819 FAX: 03-5745-1813

【資料 1】

認証基準について

結婚相手紹介サービス業認証機構（IMS）では、消費者が安心してサービスを利用できることを目的に、下記の要求事項に基づく審査を実施します。

1. 消費者への十分かつ適切な情報提供
2. 消費者との適切かつ明確な契約・解約
3. 確実な本人確認と独身証明
4. 顧客相談窓口の充実
5. 個人情報の保護
6. その他
 - 基本的人権の尊重
 - 管理職及び営業担当従業員への法令等に関する教育
 - 認証基準遵守状況の確認と改善体制の整備等

認証制度 応募要項

1. 認証の種類

この制度は、上記認証基準の要求事項に従い、結婚相手紹介サービス業において適正な契約取引等を行っている事業者に認証を付与する制度です。

2. 申請・認証の単位

認証の申請・付与は、事業者に対して行います。（事業者は、申請範囲となる事業所を自社の運営する全事業所とするか、一部の事業所とするかを選択できます）

一部の事業所で認証を取得した事業者は、認証マークを表示する際には、認証済み事業所の範囲を明記する必要があります。

フランチャイズ形式の場合は、加盟する事業者ごとに、個別に申請の受付と認証を行います。

3. 申請書類

認証審査の受審には、所定の書類（23種類）の提出が必要です。

各提出書類及びそれに対する審査項目、必要な記載事項等は以下のIMSホームページ内の一覧表を参照下さい。（<http://www.ims-npo.org>）

※ 各提出書類の右上には、提出書類一覧表のNo.を大きくご記入下さい。

4. 申請受付期間

2009年9月15日～2009年11月10日（当日消印有効）

※2009年10月より審査を開始します。

5. 申し込み先（郵送）

〒113-0033

東京都文京区本郷 本郷三郵便局留

特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構 申請受付係

※申請書類の受付後、当機構において申請を受理できると判断した場合に、申請受理通知および申請・審査料請求書を送付いたします。

6. 認証料金

認証料金は、以下の通りです。

認証料金（1事業所あたり）	新規申請時	更新申請時
申請料	21,000 円	10,500 円
審査料	63,000 円	63,000 円
認証マーク使用料	21,000 円	21,000 円
合計金額（2年間分）	105,000 円	94,500 円

※上記は、全て1事業所あたりの料金です。

※審査料は、現地審査の有無にかかわらず、申請事業所数に応じて必要となります。

※結婚相手紹介サービス業認証制度運用規定第19条2項による、追加の認証付与を受けた事業所について、認証有効期限が2年間に満たない場合は、認証マーク使用料は、月単位での期間按分した金額とします。

※その他の費用 認証再発行費用 10,500 円

7. 認証マークの有効期間

認証発効日より、2年間です。

【資料 2】

特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構

組織概要

1. 名称：特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構
2. 略号：IMS (Institution for matchmaking service)
3. 設立：2009年3月23日 (NPO法人認証を受け、同年7月17日法人として登記)
4. 事業目的：認証制度の運用により、法令を遵守し、公正な取引を行なう事業者に「マル適マーク」が付与される事で、消費者が適切なサービスを提供する事業者を見分ける目印となり、健全な業界の発展と、消費者利益の保護による、社会発展への寄与を目指して参ります。
5. 事業内容：結婚相手紹介サービス業における適正な事業者に対する認証制度の運営
(認証基準及び運用規程の策定、認証申請事業者の審査、認証の付与、消費者からの相談・苦情への対応、認証付与事業者への監視・制裁措置、認証マークの普及・啓発など)

6. 役員：

理事長	茂木 信太郎	(亜細亜大学 教授)
理事	沖 幸子	(フラオグルッペ株式会社 代表取締役、生活評論家)
	小西 與志子	(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任顧問)
	高芝 利仁	(弁護士)
	島貫 慶太	(結婚相手紹介サービス協会 副理事長)
	田中 良三	(一般社団法人結婚相談業サポート協会 理事長)
	土橋 凌	(一般社団法人結婚相談業サポート協会 理事)
	升村 要	(結婚相手紹介サービス協会 理事)
監事	藤間 秋男	(公認会計士)

今後のスケジュール

2009年10月頃：	事業者審査開始
2009年12月頃：	認証付与開始
2010年1月頃：	認証マーク表示開始

以上